

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。  
航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「行う認定」の下に「（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）」を加える。

別表第五第二号中「二百十六万二千元」を「百八十万千四百円」に、「百七十一万四千四百円」を「百四十一万五千元」に、「百二十七万七千八百円」を「百五万六千三百円」に、「百二十四万六千七百円」を「百二万五千二百円」に、「百二十四万六千三百円」を「百二万四千八百円」に、「六十四万千円」を「五十万百円」に、「二百三十七万八千六百円」を「百七十五万四千百円」に、「二百三十七万八千二百円」を「百七十五万三千七百円」に、「二百八十万二千九百円」を「二百九万二千六百円」に、「百四十六万七千三百円」を「百十三万四百円」に、「六十六万八千百円」を「五十一万二千二百円」に改め、同表第三号中「二百十六万千二百円」を「百八十万六百円」に、「二百十四万五千六百円」を「百七十八万五千元」に、「

百七十万二千六百円」を「百四十万三千二百円」に、「百二十六万六千円」を「百四万四千五百円」に、「百七十万三千百円」を「百四十万三千七百円」に、「百二十六万六千五百円」を「百四万五千円」に、「六十三万五千百円」を「四十九万四千二百円」に、「二百三十六万六千四百円」を「百七十四万九百円」に、「二百三十六万六千円」を「百七十四万五千五百円」に、「百十九万四千七百円」を「八十九万七千二百円」に、「百二十八万九千九百円」を「九十一万六千五百円」に、「十万三千八百円」を「六万四千五百円」に、「六十五万二千百円」を「四十九万六千二百円」に、「六十五万七千七百円」を「四十九万五千八百円」に改め、同表第四号及び第五号中「百十二万三千八百円」を「九十一万八千九百円」に、「九十五万七千七百円」を「七十五万三千九百円」に、「七十八万九千百円」を「六十一万九千四百円」に、「七十六万九千七百円」を「六十万円」に、「二十六万八千四百円」を「二十二万六千六百円」に、「九十五万三千三百円」を「七十二万四千七百円」に、「八十四万七千八百円」を「六十六万五千百円」に、「四十九万八千百円」を「三十九万五百円」に、「二十八万二百円」を「二十三万八千四百円」に、「二十七万九千八百円」を「二十三万八千円」に改める。

## 附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 理由

航空保安施設の完成検査等に要する経費の実情に鑑み、当該完成検査等に係る手数料の額を引き下げる等の必要があるからである。